

筮ニ就テゾ被御覽ケル、御占師ノ卦ニ出テ云、師貞、丈人吉無咎、上六、大君有命、開國承家、小人勿用、王弼注云、處師之極、師之終也、大君之命不失功也、開國承家以寧邦也、小人勿用非其道也、ト注セリ、御占已ニ如此、此上ハ何ヲカ可疑トテ、同二十三日、伯耆ノ舟上ヲ御立有テ、腰輿ヲ山陰ノ東ニゾ被催ケル、

〔南畠秀言 上〕足利學校易之事

足利學校にある所の歸藏抄は、易の王弼注を、片假名にて講義を書しものなり、首に周易要事記といふ篇あり、諸式を細に誌し、和漢易學傳來の事など委載たり、尾巻の末に、文明丁酉十月二十日始之、十一月二十一日終之、滴翠亭子と玄るし、葬萬と云篆印あり、其講義の中に、間々當時の事を説し所あり、需の上六の條に云、鎌倉ニ易ヲ聞時、我師ヲバ喜禪ト云タゾ、其師ヲバ義臺ト云タゾ、其喜禪ノ語ラレタハ、我易ヲ傳ル時ニ、鎌倉持氏ノ亂ニワウズ、其時揃蓍天下ノ亂ヲ占フ時、コノ需ノ上六ニワウズ、有不速客三人來云々、自爾以來、不見其可否ズ、後ニ鎌倉ノナリヲ御ランゼヨト云ハレタリ、又其後、重氏出頭ノ時、足利ニヲイテ易ヲ講ズル時、持氏ノ時ノ筮ノコトヲサタスルニ、其占符節ヲ合セタルガ如シ、其故ハ、重氏出頭、兄弟三人不速來テ重氏ヲ扶タリ、弟ハ美濃ノ土岐ニ養セラレテ、雪ノ下殿ト云タ一人也、聖道デアツタゾ、又ノ弟ハ僧ガ一人アツタゾ、又重氏ノ一ノ兄ガ美濃ニアツタゾ、其ハ俗人ゾ、以上三人來テ、重氏ヲ扶タゾ、重氏ツシミテ居ラレタニヨツテ貞吉也、今マデ無爲ナルハ奇特也、易ヲ信ジテ蓍ヲトラバ、違フコトハアルマイゾとあり、此のたぐひなりと新樂閑叟の話なり、

〔土佐物語 七〕蓮池戸波落城之事

土居治部、其頃蓮池の城下妙蓮寺といふ寺に行、住僧にむかひ、某が當卦の吉凶を考賜り候へと云ければ、住僧頓て蓍參をとり出し、掛拂過牒の後、治部に申さるゝは、風雷益の卦を得て候、必功